

令和2年7月から変更されます

初診時・再診時にかかる“選定療養費”のお知らせ

令和2年4月から、当院は地域医療支援病院として承認を受けました。

一般病床が200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する場合などには、初診時又は再診時に保険適用の診療費とは別に、ご負担いただくことになりました。

当院を受診される場合には、

地域のかかりつけ医(病院・医院・診療所)からの紹介状をお持ちください。

紹介状をお持ちでない患者さんが ご負担いただく金額

	6月30日まで	7月1日から	
初診時	1,650円	医科	5,500円
		歯科	3,300円
再診時	なし	医科	2,750円
		歯科	1,650円

※ (消費税込み)

ご負担いただく対象となる方

初診時	紹介状なしに当院を受診される初診の患者さん
再診時	当院から他の医療機関へ紹介を行う申し出を行ったにもかかわらず、患者さんが当院の受診を自らの選択で希望され、紹介状なしに当院を受診される患者さん

※ 対象外となる患者さんについては裏面 Q&A をご覧ください



初診時・再診時にかかる“選定療養費” Q&A

Q 選定療養費とは？

A 厚生労働省により「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進とかかりつけ医の推進を図るために定めた制度です。紹介状なしに200床以上の病院で受診した場合は、保険適用の診療費とは別に、病院が定めた金額をご負担いただき、徴収することが義務付けられました。

Q 初診とは？

A 「初診」とは次のいずれかに該当する場合です。

- ・ 当院を全く初めて受診する場合
- ・ 以前、当院を受診していたが、治療期間が終了した後に再度受診された場合
- ・ 当院にて治療を行っていたが、患者さんが任意で診療を中止し、改めて受診する場合

Q 当院で診療継続中の疾患があり、他科を受診する場合(ただし、医科と歯科は別の取り扱いとなります)

A 選定療養費の負担はありません。

Q 再診で選定療養費をお支払いされた方は、毎回請求されるのでしょうか

A 再診の都度ご負担いただくこととなります。

Q 選定療養費の対象外となるのはどのような場合ですか

A 次のいずれかに該当する方となります。

- ・ 紹介状を持参された方
- ・ 救急車で搬送された方
- ・ 各種公費負担制度(国、地方単独)の受給者である方 ※
- ・ 医科と歯科との間で院内紹介された方
- ・ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・ 休日夜間に当院 南加賀救急医療センターを受診された方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

※ 「小児医療助成制度(こども医療費)」 「ひとり親家族等医療費助成制度」は選定療養費の対象となります

※ 公費受給対象となる疾患が定まっている場合については、それ以外の疾患について受診される際には選定療養費の対象となります(難病医療費助成など)